生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和３年６月　日

（名称）米子市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

米子市地域内フィーダー系統確保維持計画

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

米子市を含む鳥取県西部地域の公共交通は、少子高齢化や自家用車の普及等に伴い公共交通の利用者の減少が続いており、収支悪化による行政負担の増加や路線バスの減便といった様々な問題が発生し、公共交通を取り巻く環境は今後も益々厳しくなることが予想されている。

これに対応すべく策定された鳥取県西部地域公共交通再編実施計画においては、幹線となる市町村間循環線を導入し、これと重複する既設系統をこの循環線のフィーダー系統とすることで、過密ダイヤの緩和、ユーザーの利便性向上、運行の効率化を図ること等が計画された。

そのため、フィーダー系統となる大山線、福万線では乗り換えが生じることになったが、JR駅（伯耆大山駅）を起点とし鉄道と幹線（循環線）と接続されることにより、米子駅を経由せずに大型商業施設や医療機関へ行くことが出来るようになる等、日常生活面での幅広い移動ニーズへの対応が期待される。

このフィーダー系統（大山線、福万線）が運行される郊外地域では人口は減少傾向にあるが、高齢化率は上昇傾向にあり、マイカーを所有しない高齢者や障がい者等の割合も増えている等、大山線、福万線はこの地域で生活をしていくための移動手段として必要不可欠な路線であり、存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

交通結節点での乗継により、幹線路線と接続することで目的地となる施設への移動時間の短縮を図り、地域住民の利用者比率の維持を図っていく。

〇大山線

１日当たりの地域住民の利用者比率の目標値（輸送人員÷地域住民人口×１００）

~~令和３年度~~	令和４年度	令和５年度	令和６年度
~~０．１１％以上~~	０．１１％以上	０．１１％以上	０．１１％以上

過去３年間の実績を踏まえ、目標値を現状維持とします。

（参考）

~~平成２９年度~~	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
~~０．１１％~~	０．０４％	０．０２％	０．０６％

〇福万線
１日当たりの地域住民の利用者比率の目標値（輸送人員÷地域住民人口×１００）

~~令和３年度~~	令和４年度	令和５年度	令和６年度
~~０．２９％以上~~	０．２９％以上	０．２９％以上	０．２９％以上

過去３年間の実績を踏まえ、目標値を現状維持とします。

（参考）

~~平成２９年度~~	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
~~０．２９％~~	０．２７％	０．２１％	０．４２％

（２）事業の効果

大山線及び福万線を維持することにより、運転免許を持たない高齢者や障がい者等にとって日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができる。
また、幹線路線である市町村間循環線及びＪＲと接続することで、効率的な運行体系が実現できる。これにより目的地となる主要な施設との移動時間の短縮を図ることができ、地域住民の外出機会を促進することで利用者の拡大が期待できる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・運転免許自主返納者に対する優遇措置（米子市・事業者）
・高齢者に対する優遇措置（米子市・事業者）
・イベントと連携した利用促進（米子市・事業者）
・ノーマイカー運動の実施（米子市・事業者）
・バス停留所の待合環境の改善のための補助金創設（米子市）
・公共交通利用に係る積極的な情報提供（米子市）
・バス等の時刻表や路線図を掲載した「のりものガイド」を配布（米子市）
・バスの乗り方教室の実施（みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会）
・ニーズに沿ったダイヤ編成（事業者）
・高齢者等に優しい低床バスでの運行（事業者）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を添付。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

米子市から運行事業者への補助金額については、次のとおりとする。

①平均乗車密度３人以上の路線の場合
運行経費－運行収入－国庫補助金＝補助金額

②平均乗車密度３人未満の路線の場合
・補助金交付初年度　運行経費－運行収入－国庫補助金＝補助金額
・補助金交付２年度目　（運行経費－運行収入）×９０％－国庫補助金＝補助金額
・補助金交付３年度目以降　（運行経費－運行収入）×８０％－国庫補助金＝補助金額

６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
日本交通株式会社
７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 **【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**
※該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
９．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
11．外客来訪促進計画との整合性 **【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**
※該当なし
12．地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を添付。
13．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

米子市地域公共交通会議にて、本事業に関して次のとおり報告及び協議を行った。

・平成 29 年 10 月 10 日 鳥取県西部地域公共交通再編実施計画の進捗状況の報告
・平成 30 年 2 月 28 日 鳥取県西部地域公共交通再編実施計画の進捗状況の報告
・平成 30 年 8 月 28 日 生活交通確保維持改善計画の協議・承認
・平成 31 年 3 月 18 日 生活交通確保維持改善計画の変更協議・承認（書面協議）
・令和 元年 5 月 30 日 生活交通確保維持改善計画の協議・承認（書面協議）
・令和 2 年 7 月 3 日 生活交通確保維持改善計画の協議・承認
・令和 3 年 月 日 生活交通確保維持改善計画の協議・承認（書面協議）

18. 利用者等の意見の反映状況

鳥取県西部地域公共交通活性化協議会において鳥取県西部地域公共交通網形成計画を策定する中で、平成 27 年度に鳥取県西部地域において利用者である一般住民、高校生、民生委員へのアンケートを行い、意見を反映している。

また、本計画は米子市地域公共交通会議で協議のうえ策定されたもので、本会議には老人クラブ連合会、自治連合会、連合婦人会、商工会議所女性会から委員として参加され、協議に加わっていただき意見を伺っている。なお、本会議の会議は公開されているとともに、会議資料や会議録は市ホームページにて公開している。

19. 協議会メンバーの構成員	
学識経験者	米子工業高等専門学校
運送事業者	日本交通株式会社、日ノ丸自動車株式会社
運送事業者の組織する団体	鳥取県ハイヤータクシー協会
住民の代表	米子市老人クラブ連合会、米子市自治連合会、 米子市連合婦人会、米子商工会議所女性会
運輸局支局	鳥取運輸支局
運転手が組織する団体	私鉄中国地方労働組合
警察	米子警察署
米子市	総合政策部、福祉保健部
その他	鳥取県

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　鳥取県米子市加茂町一丁目１番地
（所　属）　米子市総合政策部交通政策課
（氏　名）　山　内　江　里　子
（電　話）　0859－23－5274
（e-mail）　kotsu@city.yonago.lg.jp